

## 吹田市地域生活支援事業者の登録に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、吹田市地域生活支援事業実施規則（平成18年吹田市規則第49号。以下「規則」という。）第3条第1項に規定する地域生活支援事業を行う事業者（以下「地域生活支援事業者」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録対象事業)

第2条 地域生活支援事業者の登録の対象となる事業（以下「登録対象事業」という。）は、規則第3条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 規則第3条第1項第8号に規定する移動支援事業
- (2) 規則第3条第1項第11号に規定する日中一時支援事業

### (登録の要件)

第3条 地域生活支援事業者の登録は、次の各号のいずれかに該当する者が、行うものとする。

- (1) 前条第1号に規定する登録対象事業にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する居宅介護に係る法第29条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者の指定を受けており、かつ吹田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（令和元年吹田市条例第35号）第3条に定める当該指定障害福祉サービス事業者の基準を満たしている者
- (2) 前条第2号に規定する登録対象事業にあっては、法第5条第8項に規定する短期入所に係る法第29条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者の指定を受けており、かつ吹田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（令和元年吹田市条例第35号）第3条に定める当該指定障害福祉サービス事業者の基準を満たしている者又は、他市町村に所在する場合であって、既に当該他市町村において、日中一時支援事業者の登録（これと同等の効力を有すると認められるものを含む。以下同じ。）を受けている者

(3) 前号前段に掲げる者に準ずる者で、市長が別に定める登録の基準を満たしている者

(登録の申請)

第4条 地域生活支援事業者の登録を受けようとする者は、登録対象事業の種類及び登録対象事業を行う事業所ごとに、地域生活支援事業者登録（更新）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の定款、寄付行為等若しくはその登記事項証明書又は条例等
- (2) 前条第1号又は第2号前段に該当する者にあっては、指定障害福祉サービス事業者の指定書の写し
- (3) 事業所の平面図及び設備の概要を記載した書面
- (4) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴を記載した書面
- (5) 事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴を記載した書面（前条第1号に該当する者に限る）
- (6) 運営規程
- (7) 事業の利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書面
- (8) 従業者の勤務体制及び勤務形態を記載した書面
- (9) 前条第2号後段の規定により登録を受けようとするものは、他市町村で交付された日中一時支援事業の登録書（これと同等の効力を有すると認められる書面を含む。以下同じ。）の写し。なお、この場合、本条第1号、第3号、第6号及び第7号に定める書類については、当該他市町村に提出した各書類の写しに代えることができる。
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、現に地域生活支援事業者の登録を受けている者が次条第4項の規定による申請をする場合等において、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を既に提出されている書類等によって確認することができるときは、同項各号に掲げる書類の添付を一部省略させができる。

(登録の通知等)

第5条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、地域生活支援事業者の登録を行い、その旨を地域生活支援事業者登録（更新）通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の登録は、登録対象事業の種類及び登録対象事業を行う事業所ごとに行うものとする。
- 3 第1項の登録の有効期間は、当該登録のあった日から6年間とする。ただし、第3条第1号の規定により登録を受ける者の有効期間は、法第5条第2項に規定する居宅介護に係る法第29条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている期間までとする。また、第3条第2号前段の規定により登録を受ける者の有効期間は、法第5条第8項に規定する短期入所に係る法第29条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている期間までとする。並びに第3条第2号後段の規定により登録を受ける者の有効期間は、当該登録のあった日から前条第1項第9号で提出した登録書の写しにより確認できる期間までとすることができるものとする。
- 4 第1項の規定による通知を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、当該登録の有効期間の更新を受けようとするときは、当該期間の満了する日までに、登録の更新に係る申請を行わなければならない。
- 5 第1項の規定は、第4項の登録の更新について準用する。

(変更の届出等)

第6条 登録事業者は、第4条で提出した申請書の内容又は同条第1項第1号（当該登録に係る事業に関するものに限る）、第3号から第6号まで、及び第10号に掲げる事項の内容に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に、地域生活支援事業者登録変更届出書（様式第3号）に変更のあった事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2号後段の規定により登録を受けた事業者が、事業所の所在地のある市町村に変更届を提出した場合は、地域生活支援事業者登録変更届出書（様式第3号）及び当該市町村に提出した各書類の写しの提出によることができる。

- 2 登録事業者は、登録対象事業を廃止若しくは休止するとき、又は再開したときは、当該廃止

若しくは休止する1月前まで、又は再開して10日以内に、地域生活支援事業廃止（休止・再開）届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

ただし、第3条第2号後段の規定により登録を受けた事業者が、事業所の所在地のある市町村に廃止届を提出した場合は、直ちに地域生活支援事業廃止（休止・再開）届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等の開始等の届出）

第7条 法第79条第2項及び第3項の規定による届出は、移動支援事業開始・変更届（様式第5号）により行わなければならない。

2 法第79条第4項の規定による届出は、移動支援事業廃止・休止届（様式第6号）により行わなければならない。

（登録事業者の責務）

第8条 登録事業者は、登録対象事業の利用者の処遇に細心の注意を払うとともに、緊急事態に対する備え等、登録対象事業の利用者の安全について万全の措置を講じ、責任をもって登録対象事業を実施しなければならない。

2 登録事業者は、登録対象事業の実施状況に関する書類を整備し、当該年度の登録対象事業完了後5年間保管しなければならない。

（報告の請求及び調査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときには、登録事業者又はその他地域生活支援事業に携わる者に対し、登録対象事業の実施状況について報告を求め、又は、職員に、登録事業者の事務所若しくは事業所に訪問し、登録対象事業の実施状況について調査又は文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、質問させることができる。

（登録の取消し等）

第10条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により第5条第1項の登録を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (3) 登録事業者が、登録対象事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (4) 第8条の規定に違反したとき。
- (5) その他この要領に違反したとき。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の日前において、この要領の様式に相当する様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要領の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の日前において、この要領の様式に相当する様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要領の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の日前において、この要領の様式に相当するものとして作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要領の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の日前において、この要領の様式に相当するものとして作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要領の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行の日前において、この要領の様式に相当するものとして作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要領の様式により作成した用紙として使用することができる。
- 2 この要領の施行の際、現に改正前の要領により登録を受けた日中一時支援事業者については、改正後の要領により、登録を受けた日中一時支援事業者とみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の日前において、この要領の様式に相当するものとして作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要領の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の日前において、この要領の様式に相当するものとして作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要領の様式により作成した用紙として使用することができる。

○様式一覧

- (様式第1号) 吹田市地域生活支援事業者登録（更新）申請書
- (別紙) 同一所在地において既に指定（更新）・登録（更新）を受けている事業等
- (付表) 移動支援事業所の登録（更新）に係る記載事項
- (付表) 日中一時支援事業所の登録（更新）に係る記載事項
- (様式第2号) 吹田市地域生活支援事業者登録（更新）通知書
- (様式第3号) 吹田市地域生活支援事業者登録変更届出書
- (様式第4号) 吹田市地域生活支援事業者廃止（休止・再開）届出書
- (様式第5号) 移動支援事業開始・変更届
- (様式第6号) 移動支援事業廃止・休止届